

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 基本測量の終了……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了(五件)……(同)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……二

### 公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し………三
- …(主税局課税部課税指導課)………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定………(同)……三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請………三
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請………(同)……五
- 開発行為に関する工事完了………(同)……五
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)………五

## 告示

●東京都告示第八百九十二号  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二

項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(超長基線測量)
- 三 測量の区域 小笠原村父島地内
- 四 測量の期間 平成二十六年四月二十九日から平成二十七年三月十三日まで

### ●東京都告示第八百九十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、目黒区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 目黒区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 目黒区目黒及び中町各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月二十日まで

### ●東京都告示第八百九十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江東区有明一丁目及び有明二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月十六日から平成二十七年二月二十三日まで

### ●東京都告示第八百九十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第四建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 東京都第四建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区小豆沢四丁目、東坂下一丁目、坂下一丁目、相生町、西台一丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、練馬区北町一丁目、錦二丁目、貫井四丁目、富士見台三丁目、富士見台四丁目、南田中二丁目、南田中三丁目及び下石神井一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年一月五日から同年三月十二日まで

### ●東京都告示第八百九十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都北多摩北部建設事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 武蔵村山市本町一丁目、本町四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目及び中藤一丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月十一日から平成二十七年一月六日まで

●東京都告示第八百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(街区多角点及び街区多角点節点測量)
- 三 測量の区域 練馬区大泉学園町五丁目、平和台一丁目及び貫井一丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十七年二月二十三日から同年三月二十三日まで

●東京都告示第八百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成二十七年五月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

- |                      |            |                        |                      |
|----------------------|------------|------------------------|----------------------|
| 変更に係る道路の種類           | 変更年月日      | 変更に係る道路の位置             | 変更に係る道路の面積(単位平方メートル) |
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十七年四月八日 | 西東京市中町六丁目千八百四十八番十九号の一部 | 廃止面積 一・一九            |

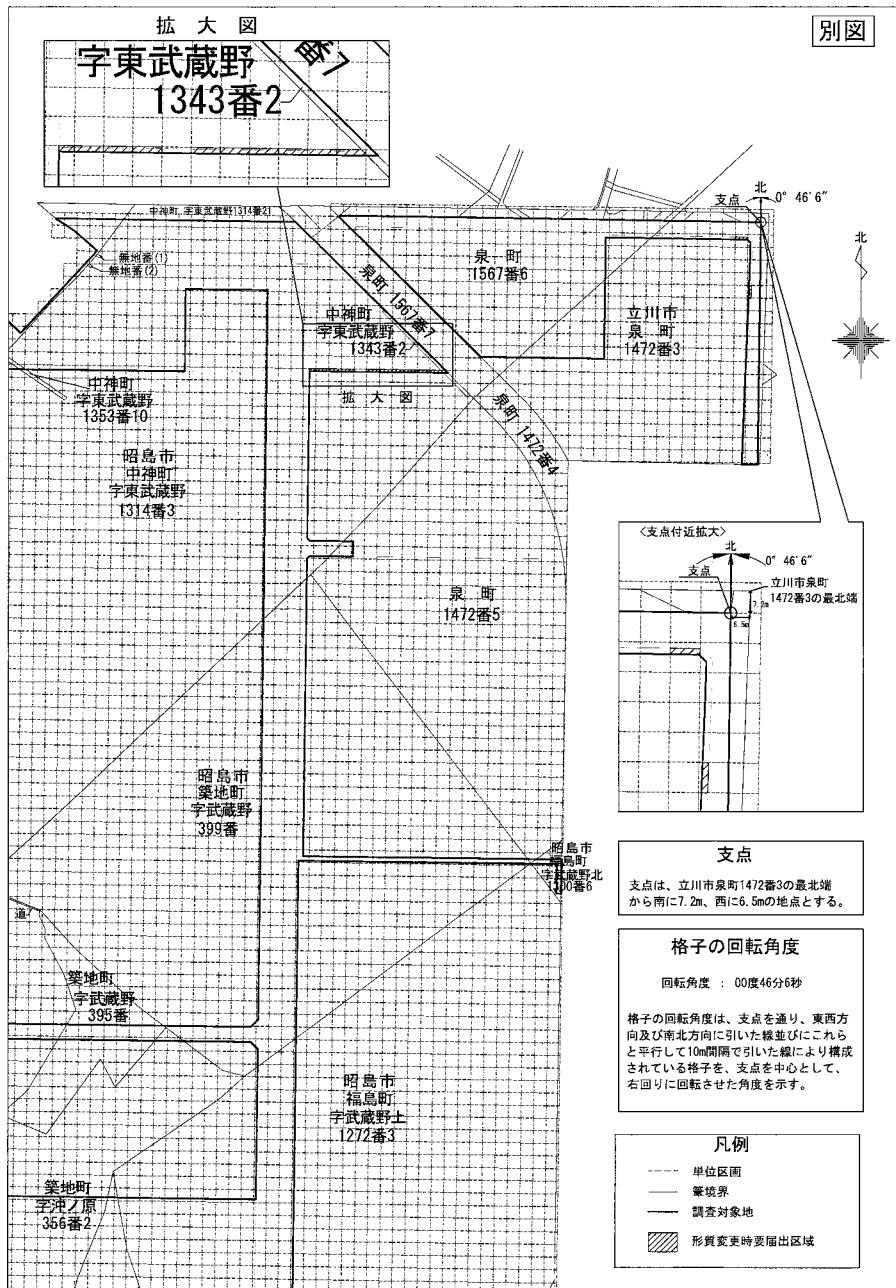
●東京都告示第八百九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市泉町及び昭島市中神町字東武蔵野地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



# 公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四  
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京  
都条例第五十六号）第一百三条の六第二項の規定により、特  
約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年五月二十七日

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
青木石油 有限公司	青木 登	国分寺市西恋ヶ窪 三丁目十八番地五	平成二十七年 三月三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四  
四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京  
都条例第五十六号）第一百三条の六第一項の規定により、特  
約業者を次のとおり指定した。

平成二十七年五月二十七日

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	指定年月日
キュートン インタービ ス株式会社	三木 隆	調布市多摩川一丁 目十七番地一号	平成二十七年 五月一日

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アートシアター

三 代表者の氏名

尾崎 ヘイワ

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場四丁目二十八番十三号 YOMA

ンション二〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して演劇・ダンス・舞踏等の指導教習を図り、且つ映画・ビデオ映像での公演・開催アカデミー事業を通じて、近年の格差社会にありがちな閉塞感からの自己実現の啓発を促し、以って文化芸術の一翼を担い、広く公益に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本紛争予防センター

三 代表者の氏名

瀬谷 ルミ子

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目三十五番二十号 藤田ビル三階

五 定款に記載された目的

本センターは、冷戦後の世界において地域紛争、民族紛争等が頻発していることを懸念し、日本政府を始めとする各国政府、国際機関、内外NGO、研究機関、調査機関等の関係諸組織と協力しつつ、これらの紛争の発生予防、拡大防止および再発防止と平和構築(以下「紛争予防・平和構築」と総称する)のために、民間分野における日本の貢献を強化し、もって世界平和と国際協力の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人S.i.s

三 代表者の氏名

山本 陽介

四 主たる事務所の所在地

東京都板橋区板橋二丁目六十四番十号 新生ビル三〇六号室

五 定款に記載された目的

この法人は、学校や地域におけるいじめや非行、各種ハラスメントの防止のための活動を行うとともに、防犯協力に關する活動、福祉の増進、環境の整備、災害の救援活動を行い、文化・スポーツの振興を図って教育を推進し、さらにこれらの活動を国際的に行って相互理解を深めることにより、子ども達の心身の健全なる成長、安全で豊かなまちづくりと文化の発展に寄与し、もって平和で活力のある社会づくりに貢献することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人羽ばたく会

三 代表者の氏名

河内 美江子

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市国領町一丁目三番地一 調布セントラル

アパート一階

五 定款に記載された目的

この法人は、身体障害者の自立支援と社会参加を推進するための活動・訓練の場としての身体障害者通所作業所の運営を主として、パソコンによる入力訓練、名刺・葉書・チラシ・ポスターなどの版下作成及び印刷販売などを行い、地域社会に貢献し、身体に障害のある人たちが、地域で自分らしく暮らしている、障害者福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人希望の種</p> <p>三 代表者の氏名 菅原 敏夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座四丁目十四番十一号 七十七ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日韓のまちづくりをめぐる調査、研究を行い、地域レベル、市民レベルでの日韓交流に関する事業を推進し、さらには東アジア地域でのまちづくりをめぐるネットワークづくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年五月二十七日 東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年四月十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人科学的根拠に基づく健康寿命を伸</p>	<p>ばす会</p> <p>三 代表者の氏名 河野 雅弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市寺町六十二番地六 レールシティ八王子三〇六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、高度な技術、豊富な経験を有する会員の協力の下に、エネルギー(燃料)・環境(水や大気、放射線)・農業(食糧)、バイオ(早期診断、予防医学)の分野で、異業種交流、産学連携、国際協力活動を通じて、不特定多数の個人および団体を対象とした、シンポジウム、調査研究、実証試験の企画、プロジェクトの企画、コンソーシアムの創生などの具体的活動を行い、新たに創造する生命支援あるいは生活支援技術をもとにして高齢化社会や健康長寿の延伸に貢献を図り、日本と世界の人の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成二十七年五月二十七日 東京都多摩建築指導事務所長 金 子 博</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名</p>	<p>武蔵村山市学園一丁目七十三番一 東大和市桜が丘四丁目二百九十番地三 内野ハウジング有会社 代表取締役 内野 泰由</p> <p>日野市万願寺五丁目一番四十五から同番四十七まで 立川市幸町一丁目二十一番地一 株式会社アステイク 代表取締役 宮谷 祐介</p> <p>青梅市藤橋二丁目八十三番二、青梅市藤橋一丁目四百七十八番七及び同番八 番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 豊</p>
---	--	---

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号(代)

郵便番号  
 112-0002